

LPガス販売事業者の皆様へ

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改正が行われます!!

気をつけていただきたいこと

1

2024年
7月2日
施行

過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15号の3、4

正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液石法施行規則第16条第15号の5、6

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、
LPガス販売事業者の変更を制限するような
条件付き契約締結等の**禁止**

1 **×** LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。

2 **×** LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約・販売契約等を締結してはならない。



液石法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液石法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**

気をつけていただきたいこと

2

2024年
7月2日
施行

LPガス料金等の情報提供

液石法施行規則第16条第15号の2

- 賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金提示の努力義務
- 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)

1 LPガス販売事業者は、入居希望者に対し、入居契約前に、直接、又は、オーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示するよう努めなければならない。

2 LPガス販売事業者は、入居希望者から直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じる義務がある(罰則の対象)。



液石法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液石法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年
4月2日
施行

三部料金制の義務化

消費設備費用の外出し表示 ガス消費と関係のない設備費用の計上**禁止**



LPガスの三部料金制



基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金



従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金



消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用
※賃貸住宅は原則として「該当なし」と記載

液石法施行規則第16条第15号の7

基本料金、従量料金、消費設備料金からなる
三部料金制の義務化(消費設備費用の外出し表示)

(注) 液石法施行規則附則第2条・第3条

施行時点における消費者等との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止されないが、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)が義務化される。その上で、早期に新制度(三部料金制)への移行を図る。

液石法施行規則第16条第15号の8

電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上**禁止**

1

LPガス消費者等との販売契約に係る料金は、基本料金、従量料金および消費設備料金の三部料金制とし、消費者等に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知しなければならない。(消費設備費用の外出し表示)。



2

消費設備料金として、配管及びLPガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない(ガス消費と関係のない設備費用の計上**禁止**)。



3

LPガスを消費する場合に用いられる器具が設置された建物の所有者とLPガス消費者等が異なる場合(たとえば賃貸住宅)において、消費者等にLPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を原則として請求してはならない(設備費用の計上**禁止**)。消費設備料金は「該当なし」と記載。

4

施行時点より前に契約をしている消費者等に対してガス消費と関係のない設備費用を請求するときは、三部料金制を適用して、設備料金として外出し表示し、請求しなければならない。(義務化)



液石法第100条第1号の2

※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**

液石法第26条第4号

※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**